

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、変化の早い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客を始めとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
原尾 正紀	562,800	38.50
夏目 三法	135,400	9.30
投資事業組合オリックス8号	100,000	6.80
エスシージェイジャパン株式会社	76,600	5.20
夏目 理江	50,200	3.40
株式会社FEインベスト	35,000	2.40
東森 喜代	34,000	2.30
オリックス7号投資事業有限責任組合	30,000	2.10
田口 政実	26,000	1.80
みずほキャピタル株式会社	25,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無 更新	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
決算期 更新	2 月
業種 更新	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うことにより情報の共有を図っております。また、内部監査室及び監査役と会計監査人の三者間の情報交換については、定期的なコミュニケーションの機会を設けて情報の共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松下 秀司	他の会社の出身者													
藤池 智則	弁護士													
河野 幸久	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			上場会社において財務関連部門での経験や

松下 秀司	○	該当事項はありません。	知識を活かし、監査体制の強化を期待することができ、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断したため社外役員に選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
藤池 智則	○	該当事項はありません。	法律事務所のパートナーとして弁護士の専門的な知識及び実務経験を有していると共に、ベンチャー企業の非常勤監査役を兼務していることから、その監査役としての経験を当社の適法性確保に大いに貢献していただけるものと考えており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したため社外役員に選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
河野 幸久	○	該当事項はありません。	公認会計士、税理士としての専門的な知識及び実務経験、他社の社外監査役としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したため社外役員に選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション制度の導入は、当社取締役の業績向上と企業価値の最大化及び株主重視の経営意識を高めるとともに、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。
ストックオプションの付与に当たっては株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において業績等に対する貢献度を考慮し、総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役、監査役及び従業員に対して当社の業績向上に対するより一層の士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
-----------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役について、報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各役員の実績や成果等を勘案し、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役のサポートは、常勤監査役が行っております。また取締役会の資料は、原則として事務局である管理部が準備を行い、必要な情報提供を行っております。また、内部監査室も情報共有やその他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役会は、現在3名の取締役により構成され、監査役出席の基、原則として毎月1回開催されており、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役会には3名の社外監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

2. 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、毎月1回開催しております。常勤監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要な決済書類の閲覧等を通じて、経営全般に関し幅広く検討を行っております。各監査役は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。監査役は、監査法人と定期的に面談して監査結果の報告を受け、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。

3. 経営会議

当社では週1回、取締役、常勤監査役及び各部署の責任者が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、各事業の進捗状況についての検討、リスクの認識及び対策についての検討を行うとともに、各部署からの報告に基いて情報を共有しつつ十分な議論を行い、事業活動に反映させております。

4. 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直轄部署として内部監査室を設置しており、人員は内部監査室長1名となっております。内部監査室は代表取締役社長の命を受けて、当社の業務執行状況を監査しており、内部監査の結果につきましては、代表取締役社長に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を選任しておりませんが、取締役の業務執行については社外監査役3名全員が取締役会に出席し、必要に応じて意見及び質疑を行うことにより、実効的な監督体制のもと経営の健全性の確保を図っております。当社ではコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的・中立的な経営監視機能が重要であると考えており、豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している監査役全員を社外監査役とすることで外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると判断し、現状の体制としております。ただし、当社ではコーポレート・ガバナンスを一層強化していくため、豊富な知識と経験を持つ社外取締役の選任は喫緊の課題と捉えており、平成28年2月期の定時株主総会において社外取締役の選任を予定すべく、現在は人選を進めております。コーポレート・ガバナンスにおいては当然ながら社外の客観的・中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、必要に応じて社外の有識者等からの見解を得ることで、適切な意思決定を行えるよう努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	全ステークホルダーに対して、適時適切にIR活動を実施していく方針であり、今後は当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び通期の決算発表時に、定期的に決算説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	今後、当社のホームページ内にIRサイトを開設し、当社の情報を速やかに発信していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、管理部にて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はすべてのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行うことは当然の責務であると考えており、ステークホルダーの立場の尊重について規定する方針であり、迅速且つ正確な情報開示を実践してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後は、決算説明会や当社ホームページ等により情報提供を行っていく方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正性を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりとなります。

1. 取締役及び他の従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程を取締役及び他の従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部を中心に社内教育研修等を実施する。

内部監査部門は管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動はリスク管理委員会、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、取締役管理部長並びに監査役に対するホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。

取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. リスク管理規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当会社における業務の適正を確保するための体制

当社の事業担当取締役に、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えることとし、管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

6. 監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当会社の従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査役との協議により決定する方法による。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持してまいります。

反社会的勢力排除に向けた体制としては、「反社会的勢力対応規程」を定め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、企業の社会的責任を果たすことを基本方針としており、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶するといった運用を行っております。

また、前述の「反社会的勢力対応規程」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおり、取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行うと共に、反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

なし

該当項目に関する補足説明 更新

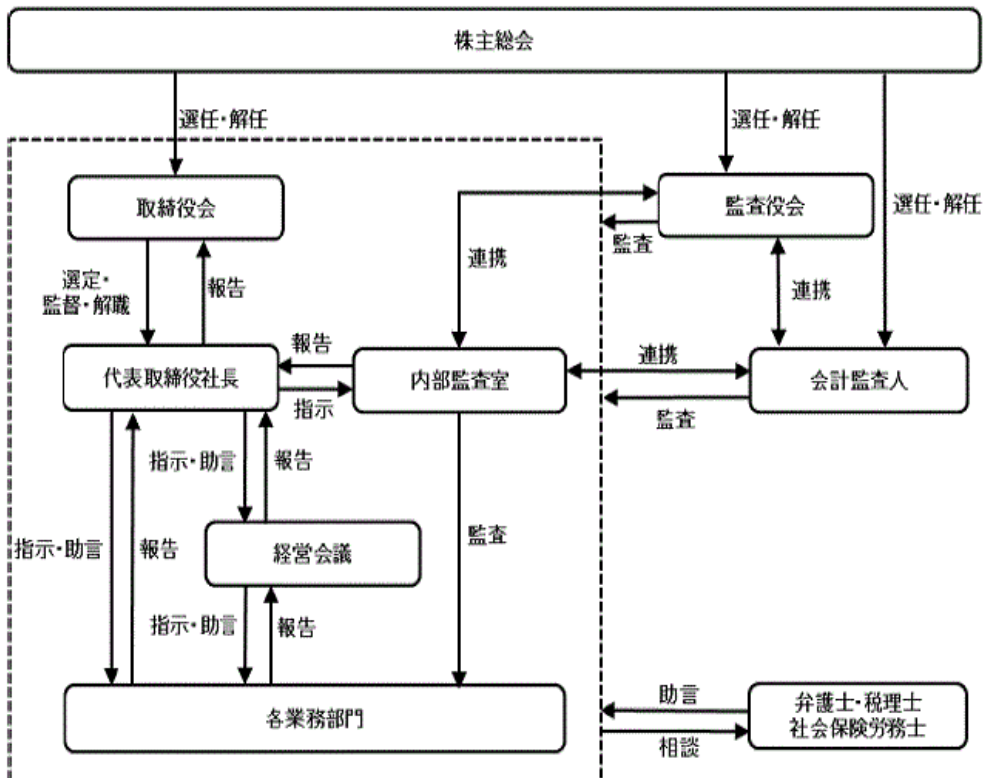
該当事項はありません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関する模式図を参考資料として添付いたします。

【模式図(参考資料)】

(1) コーポレート・ガバナンス体制について



(2) 適時開示体制について

